			年及び令和二年の各年における三月三十一日現在において国土交通省が作成した道路統計年報（以下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「国府県道の実延長」という。）から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長の合計数を五で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数
			〔2　略〕
		〔略〕	〔略〕
二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	〔略〕	〔略〕
		漁業就業者比率	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における産業分類別就業者数のうちB漁業の就業者数に一〇〇を乗じて得た数を人口で除して得た数
〔三・四　略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
市町村			
〔一　略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二　下水道費	人口	〔略〕	〔略〕
		超過算定対象資本費単価	平成五年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営

			下「道路年報」という。）に記載されている一般国道及び都道府県道（指定都市の区域内に存するものを除く。以下この表において「国府県道」という。）の実延長から道路年報に記載されている国府県道の整備済延長を控除して得た数に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数を直轄高速道路及び国府県道の実延長に直轄高速道路の未供用延長を加えて得た数で除して得た数
			〔2　同上〕
		〔同上〕	〔同上〕
二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	〔同上〕	〔同上〕
		漁業就業者比率	国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数のうちB漁業の就業者数に一〇〇を乗じて得た数を人口で除して得た数
〔三・四　同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
市町村			
〔一　同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二　下水道費	人口	〔同上〕	〔同上〕
		超過算定対象資本費単価	平成四年度以降に供用を開始した当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する公共下水道事業等のうち、次の⑴及び⑵に掲げる基準に該当する公共下水道事業等（経営